

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	集落名	大字	作成年月日	直近の更新年月日
岡山市	南区第2地域	灘崎地区	奥迫川、迫川、宗津、片岡、川張、彦崎、植松、西高崎	令和2年9月25日	令和4年10月6日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	542.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	303.2ha
③地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	72.6ha
i うち後継者未定(回答有)の農業者の耕作面積の合計	16.6ha
ii うち後継者について不明(回答無)の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	65.3ha

2 対象地区的課題

- 後継者が決まらない。(年齢的に農業を継続することが難しい。出来れば全部売りたいが、買い手が見つからない。管理する人がいない。)
- 農業を続けたいが、全ての作業を自身で行うのが難しい。(いつまで農業を続けられるか自信を持てない。草刈りが大変である。年齢的に農業を継続することが難しい。)
- 生産コストが高い。(農機具更新が必要だが費用が高い。)
- 農地が数ヶ所に分散していて、効率が悪い。(農地近くで借り受けたい。借りている農地の面積が小さいので、1枚の面積を大きくしたい。)
- 鳥獣害被害。山間部はイノシシによる被害が大きい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高齢化等により、営農できなくなった方の農地は、農業委員会等を通じ、農地中間管理機構等の制度を活用し、中心経営体に農地集積・集約する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

【農地中間管理機構の活用方針】

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

地域による鳥獣害対策や捕獲体制の構築等に取り組む。